

仕 様 書

本仕様書は、東大阪市（以下「甲」という）が発注する市民プラザ舞台照明等リース業務（以下「業務」という）の内容について必要な事項を示し、受注者（以下「乙」という）の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

1. 履行場所

施設名	所在地	室 名
日下リージョンセンター	日下町3丁目1番7号	多目的ホール
四条リージョンセンター	南四条町1番7号	多目的ホール
中鴻池リージョンセンター	中鴻池町2丁目3番13号	多目的ホール
若江岩田駅前リージョンセンター	岩田町4丁目3番22号	多目的ホール
楠根リージョンセンター	楠根1丁目12番12号	多目的ホール
布施駅前リージョンセンター	長堂1丁目8番37号	多目的ホール
近江堂リージョンセンター	近江堂3丁目12番15号	文化ホール 多目的ホール

2. リース物件

舞台照明設備、音響設備、映像設備及び付帯設備（以下「機器」という。）
「機器リスト」のとおり。

3. リース期間及び期間満了後の取扱い

リース期間は令和8年10月1日～令和18年3月31日までの114ヶ月とする。なおリース期間満了時の機器の所有権については、乙から甲に無償で移転する。

4. 業務内容

主な業務内容については以下のとおりとする。

- (1) 対象機器を更新するための事前調査及び選定業務
- (2) 既存機器の撤去業務（舞台照明設備及び映像設備）
- (3) 更新機器の設置業務
- (4) 業務で排出される産業廃棄物等の処分

- (5) リース期間中の機器維持管理業務
- (6) その他業務を履行する際のものであり、その他業務一式

5. 機器更新期間

既存機器から新たに設置する機器への更新期間は令和7年10月1日から令和8年9月30日までとし、天災その他乙の責めによらない事由または事前に甲の書面による承諾をした場合を除き、更新期間延長は原則として認めないものとする。

6. 経費負担

甲が負担する経費は作業に必要な電力料金、水道料金及び甲が貸与する設備機器類に関する費用に限る。

7. 業務の第三者への委任

乙は、業務の一部を第三者へ委任する場合は、次の各号に掲げる条件を遵守するとともに委任届（様式1）を着手日の14日前までに甲へ提出し、承認を得なければならない。

- (1) 委任届（様式1）提出日において東大阪市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 提出日において東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、電気工事としての建設業の許可を受けていること。
- (4) 下請金額が5,000万円以上である場合は、特定建設業の許可を受けていること。
- (5) 市内業者の受注機会確保の観点から、機器更新作業等にあたっては、必ず市内業者（1社以上）を委任先として選定し、着手日の14日前までに書面にて甲へ提出すること。
- (6) 施工体制台帳及び施工体系図を作成し着手日の14日前までに甲へ書面にて提出すること。

8. 業務着手時の書類について

乙は業務契約締結後、30日以内に各種責任者届（様式2）、担当者及び緊急連絡先一覧（様式3）、業務工程表（指定様式なし）を作成し、甲の承認を得ること。

なお機器更新期間中に変更することは原則不可とするが、やむを得ない事情により変更する場合は事前に甲へ書面を提出し承諾を得ること。

9. 更新・納入機器の仕様、条件

- (1) 納入機器は、国内メーカー品で新品（最新）を選定し甲の承認を得ること。
- (2) 機器更新時に使用する雑資材（固定金具、支持金物等）は新品のものを使用すること。
- (3) 更新機器については機器リストを参照すること。
- (4) 既存照明器具に付属機能がある場合は、交換する器具にも同様に付属機能を備えること。
- (5) 調光操作卓と照明器具の通信については有線または無線のどちらでも可能とする。
- (6) 既存照明器具に対し、設置するLED照明器具は原則器具交換で対応すること。
- (7) 音響設備については、日下リージョンセンター多目的ホール、四条リージョンセンター多目的ホール、若江岩田駅前リージョンセンター多目的ホール、中鴻池リージョンセンター多目的ホール、楠根リージョンセンター多目的ホール、近江堂リージョンセンター多目的ホールはパターンAを納品すること。布施駅前リージョンセンター多目的ホール、近江堂リージョンセンター文化ホールはパターンBを納品すること。
- (8) 映像設備については布施駅前リージョンセンター多目的ホールのみとする。

10. 機器更新に関する一般的留意事項

本業務は各工事種目に応じ、次の各号に示す事項及び甲からの貸与資料に基づいて機器の更新を行うものとするが、記載無き事項については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備環境課監修「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」電気設備技術基準を参考に、甲と協議の上対応すること。また本業務に関係する法令、条例、規則等は必ず遵守すること。

- (1) 本業務で必要な届出、手続き等は乙の責任において速やかに実施すること。
なお、これに要する費用は乙の負担とする。
- (2) 更新作業着手日の14日前までに現場代理人を選任し甲へ書面にて報告し承諾を得ること。

- (3) 機器更新の際は、内容に応じて資格保有者が対応すること。
- (4) 機器更新中の納まり又は取り合い関係は、必要に応じて施工図を作成し、甲と協議のうえ施工すること。
- (5) 機器仕様書、納入機器リストを提出し、甲の承諾を得ること。
- (6) 機器更新期間中の美観保持等、本業務の目的上必要と思われる作業は全て乙の責任において実施すること。
- (7) 気象予報又は警報等には常に注意を払い、災害防止に努めること。
- (8) 機器更新時は騒音・振動・大気汚染・水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の維持保全に努めること。
- (9) 機器更新期間は他の改修工事と工期が重複する可能性があることから、必要に応じて施工業者間で協議を行ったうえで工程を決定すること。
- (10) 機器更新作業にあたっては、職員、来庁者への安全性確保及び事故防止に万全を期すこと。また、新たに安全対策の必要が生じた場合は乙の負担によりこれを実施すること。
- (11) 従事者の車については近隣の有料駐車場に停車すること。
- (12) 搬入搬出用車両の駐車スペースは、甲及びリージョンセンター指定管理委託事業者等と協議のうえで指定された場所のみ使用すること。また、施設によっては駐車スペースを確保できないため、その場合は乙の負担で近隣のコインパーキングを使用すること。

1 1. その他特記事項

- (1) 更新作業着手日の14日前までに作業計画、仮設計画、作業員名簿、作業時間が記載された書類を甲へ提出し承諾を得ること。
- (2) 業務における作業可能時間については午前9時から午後6時までとする。
- (3) ステージ（仮設足場）を設置する場合、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」（厚生労働省発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とする。
- (4) 搬出入時、更新作業実施時は必要に応じて養生すること。
- (5) 設備更新に伴う既設天井改修、点検口の新設等は必要に応じて実施すること。
- (6) 全ての更新機器について耐震処置や落下防止処置等の必要な処置を行うこと。
- (7) 機器リストにある舞台照明昇降装置の固定化をする際は、事前に甲と協議し承認を得ること。

- (8) 舞台照明の操作盤は舞台袖に設置すること。詳細な位置については甲と協議し決定すること。
- (9) 火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は、火気使用計画書を提出し甲の承諾を得ること。なお、火気取扱いには十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図ること。
- (10) 既設物または建物付帯設備を破損又は汚損させた場合は速やかに甲へ報告するとともに、乙の責任において現状復旧すること。
- (11) 更新機器の設置箇所については既存機器の設置場所を踏襲すること。ただし、乙において設置箇所の変更が必要と判断した場合は事前に甲と協議し承諾を得ること。
- (12) 機器更新作業に伴う撤去物や廃材の処分は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」第9条2項に基づく分別解体とし、「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき適正に処理を行い、マニュアルを甲に提出すること。
- (13) アスベスト含有の恐れのある部材の穴あけ等を実施する際は事前に甲と協議をすること。また含有検査、部材の撤去の費用は甲の負担とする。
- (14) 既存の音響設備は残置すること。
- (15) 音響設備の調整については導入メーカーが実施すること。
- (16) 舞台照明、音響設備、映像設備の取扱い方法及び操作方法のマニュアルを作成し甲へ提出すること。また導入メーカーによる現地説明会を実施すること。
- (17) 若江岩田駅前及び布施駅前リージョンセンターについては、乙の責任によって適切に施設入館等の各種許可申請や届出、機械警備の解除依頼等を行い、施設管理者の指示に従うこと。

1 2. 更新機器設置後の検査

乙は更新機器設置後に次の各号の検査を実施すること。

- (1) 既存電流量及び取替後の電流量の測定、絶縁測定、既存照度測定および取替後の照度測定。
- (2) 点灯試験、調光等照明制御試験
- (3) 音響設備稼働試験
- (4) 映像設備稼働試験

1 3. 保守メンテナンス・保証

- (1) 保守業務着手日までに甲へ保守業務責任者届（様式4）を提出すること。
- (2) 本業務で更新された機器一式について、リース期間中に故障や異常が発生した場合は乙の責任において速やかに修理、交換を無償で行うこと。
- (3) 舞台照明設備及び映像設備の定期点検については、毎年1回休館日に点灯確認を行うこと。
- (4) 音響設備については定期点検はなしとするが、故障や異常が発生した場合は乙の責任において速やかに対応すること。
- (5) 乙は、リース物件一式に対しリース期間を保険期間とした動産総合保険に加入すること。なお保険証券の写しを甲へ提出すること。

1 4. 完成図書の提出及び検査検収

乙は、機器更新完了後、以下の内容について、令和8年10月30日までに完成図書として3部、電子データ（PDFファイル形式）とあわせて提出し、甲の検査・検収を受けること。なお、提出物の著作権は甲へ帰属する。

- (1) 試運転結果
- (2) 絶縁・接地抵抗測定結果
- (3) 産業廃棄物管理票の写し
- (4) 関係諸官公庁等への申請等が完了していることを示す書類（必要な場合）
- (5) 各種写真（施工前、施工中、施工後）
- (6) 甲乙間の協議、打合せ、会議等の議事録
- (7) 保守業務緊急連絡先

1 5. その他

- (1) 乙は、機器設置前に既存機器の竣工図確認及び現場調査等を行ったうえで、甲と工程等を十分協議すること。また現場調査時に本仕様書等の相違を発見した場合は、速やかに甲へ報告し協議すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については甲乙協議の上決定すること。

16. 提出書類一覧

	書類名	提出期限
1	委任届（様式1）	着手日の14日前
2	施工体制台帳及び施工体系図（様式指定なし）	着手日の14日前
3	各種責任者届（様式2）	契約締結後30日以内
4	担当者及び緊急連絡先一覧（様式3）	契約締結後30日以内
5	業務工程表	契約締結後30日以内
6	機器仕様書、納入機器リスト	機器製造前
7	現場代理人届	更新作業着手日の14日前
8	工事着手に関する作業計画書、仮設計画書、作業員名簿、作業時間が記載された資料	更新作業着手日の14日前
9	保守業務責任者届（様式4）	保守業務着手日
10	完成図書	令和8年10月30日

17. 提供資料一覧

- (1) 委任届（様式1）
- (2) 各種責任者届（様式2）
- (3) 担当者及び緊急連絡先一覧（様式3）
- (4) 保守業務責任者届（様式4）
- (5) 機器リスト
- (6) 竣工図